訪問看護 料金表(医療保険の場合)

R6.6 月改訂

	療養費名	料金		
初日		1割	2 割	3 割
	*訪問看護管理療養費	767 円	1,534 円	2,301 円
	*訪問看護基本療養費(週3日まで)	555 円	1,110 円	1,665 円
	*24 時間対応体制加算	652 円	1,304 円	1,956 円
	*特別管理加算 重症者	500 円	1,000 円	1,500 円
	*特別管理加算	250 円	500 円	750 円
	*訪問看護ベースアップ評価料(I)	78 円	156 円	234 円
	*訪問看護医療 DX 情報活用加算	5 円	10 円	15 円
	*訪問看護情報提供療養費 I (市区町村等への情報提供)	150 円	300 円	900 円
	*訪問看護情報提供療養費Ⅲ(医療機関への情報提供)	150 円	300 円	450 円
2 目目以降	*訪問看護管理療養費	300 円	600 円	900 円
	*訪問看護基本療養費	555 円	1,110 円	1,665 円
加算	*1日2回目の訪問(難病等複数回訪問看護加算)	450 円	900 円	1,350 円
	*1日3回以上の訪問	800 円	1,600 円	2,400 円
	*週4日目以降の訪問	655 円	1,310 円	1,965 円
	*退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円
	*退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円
	*訪問看護ターミナルケア療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	*複数名訪問看護加算(週1回)	450 円	900 円	1,350 円
	*長時間訪問看護指導加算(週1回)	520 円	1,040 円	1,560 円
	*夜間、早朝、深夜加算			
	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	210 円	420 円	630 円
	深夜(22:00~6:00)	420 円	840 円	1,260 円
	*緊急訪問看護加算 月 14 日目まで	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	200 円	400 円	600 円
	*エンゼルケア (保険適応外、自費になります)	16,500 円(税込)	16,500 円(税込)	16,500 円(税込)
交通費	片道 5km 未満→1 回の訪問につき	275 円(税込)	275 円(税込)	550円(税込)
	片道 5km 以上→1 回の訪問につき	550円(税込)	275 円(税込)	550円(税込)

加算内容

* 特別管理順 重話

気管切開、気管カニューレを使用、尿道留置カテーテルを挿入されている方

*特別管理助算

在宅酸素、吸引、経管栄養、人工肛門・膀胱を設置などをされている方

*訪問看護ベースアップ評価料(1)

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護管理療養費を算定している方に算定する(月に 1回限り)

*訪問看護ベースアップ評価料(II)

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に、訪問看護ペースアップ評価料(I)を算定している方に算定する(月に1回限り)

*訪問看護情報提供療養費(I)

難病・生活保護の方対象。利用者の居住地の市町村に対して情報提供する場合に算定する。

*計問看護書報提供療養書(Ⅲ)

利用者様が入院又は入所する病院、老健又は介護医療院に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

*退院共动障

病院、施設を利用中に訪問看護ステーションと、利用施設スタッフが、 退院後、在宅療養に入ってからの指導を利用施設で共同に行い、内容を文書で提供した場合

*退滞技援指導加算

退院日に療養上の退院支援指導が必要な利用者であって保険医療機関から、退院するにあたって訪問看護師が退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合

*複数名訓問看勤算

必要があって、同時で複数の看護師でよる指定説問看護を実施した場合の加算(週に1回限り)

*長時間間看護指導加算

- 1回の指定説問看護の時間が90分を超えた場合は、
- 1人の利用者に対して週1回に限る

*緊急胡精動算

家族や本人からの緊急の求めに応じて、主治医が説問看護ステーションに対して指示があり、計画外の説問を行った場合、1日につき1回の算定

*訪問看護ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)に対して主治医の指示により、死亡日および死亡日前14日以内に2回以上指定説問看護、および家族に対し支援体制等を説明し、ターミナルケアを行った場合に算定

*訪問看護医療DX情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に 算定(週に1回限り)

*エンゼルケア

お亡くなりになった後のお体のケアをします。

- *健康保胶,国民保険、後期高齢者保険などの加入保険の負担割合(1~3割)により算定致します。
- *後期高齢者(75歳以上) 1割、現役並みの所得のある方は3割
- *特定医療費で自己負担上限額管理票をお持ちの方は月末に提出をお願いいたします。